



第 8 次 三 重 県 医 療 計 画 (災害医療対策) の 最 終 案 について

計画最終案までの経緯とパブリックコメント等の状況

- 次期三重県医療計画（災害医療対策）は、昨年11月の三重県医療審議会災害医療対策部会、12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会に中間案を示した後、三重県医療審議会において審議の上、パブリックコメント及び市町・三重県保険者協議会等からの意見聴取を行いました。これをふまえ、資料2のとおり計画（最終案）をとりまとめました。

意見募集期間

令和5年12月12日から令和6年1月10日まで（30日間）

意見総数

① パブリックコメント

意見はありませんでした

② 市町

意見はありませんでした

③ 保険者協議会

1件の意見がありました

保険者協議会からの意見と意見に対する考え方

項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
第6節 災害医療対策 4. 課題	<p>新興感染症と災害が重複することも鑑み、避難所における感染対策など保健医療体制の構築を検討する必要があります。</p> <p>高齢者施設入居者・障害者・医療的ケア児（者）への避難先の確保も含めた地域連携について検討をお願いしたいと思います。</p>	<p>避難所における感染対策など保健医療体制の構築に関しては、計画の「6. 目標と施策」の「（2）取組内容 取組方向2：人材育成および保健医療福祉調整本部の体制整備」において、「救護所、避難所等において、心身の健康管理や、感染症の防止、栄養管理等に関して、適切に対応できるよう、保健師、看護師、栄養士等の研修を実施するとともに、保健所とその管内市町等において、災害時に連携した保健活動ができるよう検討を進め、体制強化を図ります。また、避難所等の衛生管理において、薬剤師の活用を進めていきます。」と記載しております。</p> <p>いただいた意見をふまえ、計画の「6. 目標と施策」の「（2）取組内容 取組方向3：関係機関等との連携強化」において「関係機関のネットワークを活用し、救護所や避難所では受入れが難しい患者や要配慮者等の受入れ先の検討を行います。」と記載しました。</p>

中間案からの修正内容（1）

No.	該当箇所	最終案	中間案
1	全体	<p>体裁の修正（基本指標への出典欄の追加等）</p> <p>誤字、脱字、文法用法上の修正</p> <p>本文中の各種データや基本指標等の現状値の更新</p> <p>地図の修正（各病院の位置等）</p>	
2	<p>2.現状</p> <p>(2)災害医療体制</p> <p>①医療機関等における体制整備</p> <p>図表5-6-9</p> <p>東日本大震災以降における県内の保健医療活動チーム等の主な動き <P5></p>	<p>令和5年度における県内の医療活動チーム等の動きを追記</p> <p><u>DMAT、DPAT、DHEAT、JMAT、JDAT、JDA-DAT、日赤救護班、災害支援ナース、薬剤師、モバイルファーマシー、保健師などを被災地域へ派遣し、医療救護活動、被災者のこころのケアなどをはじめ、現地のニーズに合わせた様々な支援を行っている。（能登半島地震）（令和6年2月時点）</u></p>	(新規)
3	<p>2.現状</p> <p>(2)災害医療体制</p> <p>②災害医療従事者の育成および行政の体制整備</p> <p><P5></p>	<p><u>○三重県歯科医師会では、日本災害歯科支援チーム（JDAT）を県内で編成し、研修等を行っています。</u></p>	(新規)

中間案からの修正内容（1）

No.	該当箇所	最終案	中間案
2	2.現状 (2)災害医療体制 ②災害医療従事者の育成および行政の体制整備 < P 6 >	○ <u>三重県看護協会は、日本看護協会や県と連携して災害支援ナースの育成に<u>取り組むとともに、災害時における派遣を想定した訓練に取り組んでいます。</u></u>	○県看護協会は、日本看護協会や県と連携して災害支援ナースの育成に取り組んでいます。
3	2.現状 (2)災害医療体制 ②災害医療従事者の育成および行政の体制整備 < P 6 >	<u>○災害時の精神科医療を提供する上で中心的な役割を担う災害拠点精神科病院を○施設指定しています。</u> ※令和6年2月16日開催の三重県精神保健福祉審議会において最終決定後、具体的な施設に関する情報をP6およびP9の図表5-6-13 三重県の精神科病院の状況に追記予定。	(新規)

中間案からの修正内容（2）

No.	該当箇所	最終案	中間案
5	4.課題 （1）医療機関等における体制整備 ＜P13＞	○県内全ての病院および有床診療所がE M I Sに参加した上で、定期的にE M I S入力訓練を実施することにより、自院の被害状況や患者受入可能数などを発信できる体制を整備する必要があります。	○県内全ての病院および有床診療所がE M I Sに参加した上で、定期的にE M I S入力訓練を実施することにより、自院の被害状況を発信できる体制を整備する必要があります。
6	4.課題 （2）災害医療従事者の育成および行政の体制整備 ＜P14＞ 6.目標と施策 （2）取組内容 取組方向2：人材育成および保健医療福祉調整本部の体制整備＜P17＞	<u>○DMAT事務局において、広域医療搬送の考え方やSCUの役割・活用方針などが見直されるため、本県においても見直しが必要となります。</u> <u>○従来、広域医療搬送を想定していた重症患者の搬送にドクターヘリを積極的に活用することやSCUの活用方法などについて見直しの検討を進めます。</u>	（新規）

中間案からの修正内容（3）

No.	該当箇所	最終案	中間案
7	6.目標と施策 (2)取組内容 取組方向1：医療機関等における災害医療体制の強化 <P16>	○全ての病院は、外部アンテナを設置し、災害時に備えた通信手段の確保に取り組むとともに、災害拠点病院は、衛星携帯電話以外にも複数の通信手段の確保に取り組みます。（医療機関、県、市町）	○全ての病院は、災害時に備えた通信手段の確保に取り組むとともに、災害拠点病院は、衛星携帯電話以外にも複数の通信手段の確保に取り組みます。（医療機関、県、市町）
8	6.目標と施策 (2)取組内容 取組方向3：関係機関等との連携強化 <P18>	○関係機関のネットワークを活用し、救護所や避難所では受入れが難しい患者や要配慮者等の受入れ先の検討を行います。（医療機関、関係団体、県、市町）	○関係機関のネットワークを活用し、救護所や避難所では受入れが難しい患者の受入れ先の検討を行います。（医療機関、関係団体、県、市町）

中間案からの修正内容（3）

No.	該当箇所	最終案	中間案
9	<P18>	<p><u>○石川県を中心に大きな被害を及ぼした令和6年能登半島地震において、本県からもDMATやDPAT、日赤救護班をはじめ多くの支援チームが派遣されています。特に被害が大きかった輪島市や珠洲市などでは、人的被害に加え、道路やライフラインの復旧が進まず、病院・施設避難を余儀なくされた例もありました。発災後72時間を経過しても被災地の情報を十分に得ることができず、DMATやDPATによる支援も長期化し、応援県としても想定外の状況が続きました。南海トラフ巨大地震が発生した場合、本県においても同じような事態が発生する可能性があります。特に本県における伊勢志摩地域や東紀州地域は、地形や道路状況から、今回の輪島市や珠洲市のような状況となることが想定されます。引き続き応援県として被災地支援を継続しつつ、今回の対応における課題等をDMAT・SCU連絡協議会等を通じてよく検証し、本県における災害医療提供体制の強化につなげていきます。</u></p>	(新規)